

宍議第 514-2 号
令和8年1月20日

宍粟市長 福元晶三様

宍粟市議会議長 浅田雅昭

宍粟市新型インフルエンザ等対策行動計画（案）に対する
議会意見の提出について

標記のことについて、宍粟市議会基本条例第11条第2項の規定により、別紙のとおり意見を提出します。

【宍粟市新型インフルエンザ等対策行動計画（案）に対する議会意見】

第3章 さまざまな感染症に幅広く対応できるシナリオ

P10 有事シナリオ

ワクチンにはクラスターを防ぐという合理的な理由があるが、ワクチン接種は努力義務・任意接種であり、強制は認められていない。しかし、医療や介護の現場では、強制力が働きやすい。計画の中でも「接種は任意であり、強制や不利益取り扱いは禁止」と明言すべきではないか。